

令和6年度

# 11月の土支田児童館ちびっこ版



土支田児童館 HP にはこちらからどうぞ

練馬区土支田2-32-8 電話3925-4784 開館時間：月～金 10:00～18:00・土 9:00～18:00

月	火	水	木	金	土
				1 【アスレチック】	2 9:00開館
4 おやすみ	5 ちびっこようび 【まっすーと うたおう】 にこにこ	6 親子で バランスボール にこにこ	7 にこにこ	8 ちびっこようび 【パネルシアター】	9 9:00開館 パネルジャム さん 2:00～2:30
11	12 ちびっこようび 【つくってあそぼう】 にこにこ (ふれあいあそび)	13 リズムで あそぼう にこにこ	14 ちゃんごはん (詳細は館内掲示 をご覧ください) にこにこ	15 ちびっこようび 【親子リトミック】	16 9:00開館
18 	19 ちびっこようび 【わらべうたと よみきかせ】 にこにこ	20 Dパーク 【しゃぼん玉】 にこにこ(身体計測)	21 にこにこ	22 ちびっこようび 【ベビー マッサージ】	23 おやすみ
25	26 ちびっこようび 【誕生会】 にこにこ	27 Dスマイル 【モールくまさん】 にこにこ	28 運営協力会 にこにこ	29 ちびっこようび 【食育講座】	30 9:00開館 びいろさんと あそぼう ①2:00～2:40 ②2:50～3:30 ③3:40～4:20

## 親子でバランスボール

6日(水)①10:30～ ②11:00～

体力メンテナンス協会認定のインストラクターによる、大人気のバランスボールエクササイズです。各回定員8名まで。当日、先着順で受け付けます。日頃の運動不足解消にぜひ！！

## リズムで遊ぼう

13日(水)10:30～11:30

前半30分は親子一緒に体を動かし、後半30分は大人のエクササイズ☆お子さんを見守りながら運動できるので安心です。動きやすい服装で来てください。

☆お茶やお水など、水分がとれるものをお持ち下さい。

## 土支田にこにこ

年齢によって3階児童館とわかれていますが、乳児さんはぜひ「にこにこ」をご利用下さい。

日時…火・水・木 10時～13時  
場所…2階 学童クラブ室  
※団体利用 月・金

- ★12日(火) 11:20～11:40 「ふれあいあそび」  
土支田児童館の副園長先生が来てくださいます。
- ★20日(水) 11:20～11:40 「身体計測」

※行事の予定等は変更になることがあります。



# ◆11月の予定◆ちびっこようび 10:30~約40分間

火曜日・金曜日

※ちびっこようびは、年齢制限はありません。どの時期のお子様でもご参加いただけます。

5日(火)「まっすーとうたおう」  
フルーツなどの楽器の音色を聴き  
歌や手遊びを楽しみましょう!



12日(火)「つくってあそぼう」  
今回はさかなつりを作ります♪

19日(火)「わらべうたと読み聞かせ」  
練馬おはなしの会の方々による手遊びなど  
おすすめの季節の絵本の紹介もあります!

26日(火)「誕生会」  
11月生まれのお子さんのお祝いを  
しましょう!  
お誕生日ではないお友達は簡単な  
工作ができます



1日(金)「アスレチック」  
室内でも体を動かして遊びましょう。

8日(金)「パネルシアターと風船あそび」  
土支田保育園の保育士さんによるパネル  
シアターのあと、ふうせんで遊びます♪

15日(金)「親子リトミック」  
庄司先生のリトミックです。  
ピアノに合わせて楽しく動きましょう。



22日(金)「ベビーマッサージ」  
マッサージをしながら親子のスキンシップを  
楽しみましょう!親子体操もします♪

29日(金)「食育講座」  
栄養士さんに個別相談もできます。

## Dパーク ~土支田あおぞら児童館~ 20日(水)10:30~11:10

今回はシャボン玉をしたあとに、お宝探しをします!

## Dスマイル 27日(水)10:30~11:10



今回は「モールくまさん」  
をつくります♪

## びいろさんとあそぼう

「スクロール版画」

30日(土) ①2:00~  
②2:50~  
③3:40~  
各回6名ずつ  
当日申込



## 知っていますか? 子どもの権利条約

子どもの権利条約とは?

子どもの権利条約(児童の権利に関する条約)は、世界中すべての子どもたちがもつ権利を定めた条約です。条約に定められている権利には、大きく分けると以下のようなものがあります。



生きる権利

住む場所や食べ物があり、医療を受けられるなど、命が守られる



育つ権利

勉強したり遊んだりして、もって生まれた能力を十分に伸ばしながら成長できる



守られる権利

紛争に巻き込まれず、難民になったら保護され、暴力や搾取、有害な労働などから守られる



参加する権利

自由に意見を表したり、回体を作ったりできる

出典 (公財)日本ユニセフ協会ホームページ  
[https://www.unicef.or.jp/about\\_unicef/about\\_rig.html](https://www.unicef.or.jp/about_unicef/about_rig.html)



## ★土支田児童館 拡大運営協力会★

11月28日(木) 10:00~  
土支田中央地域集会所 2階集会室  
豊浜小学校 関校長先生による講演会です。  
ウクレレの演奏もあります。  
参加ご希望の方は直接お越しください。